

令和2年7月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第86条の5第1項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件

○国税庁告示第21号

令和2年7月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第86条の5第1項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（令和2年国税庁告示第15号）において別途国税庁告示で定めることとされている日は、令和3年2月1日とする。

令和2年12月1日

国税庁長官 可部哲生